明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇五）　一

〔告　示〕

○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出のあった件（総務三八〇）　二

○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出のあった件（同三八一）　二

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（中央選挙管理会七）　三

○日本国に帰化を許可する件（法務三八八）　三

○千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書へのカナダの加入等に関する件（外務二七六）　四

○千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約へのグルジアの加入等に関する件（同二七七）　四

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第七条第一項第一号の厚生労働大臣が定める率を定める件（厚生労働二八四）　五

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産一五一四）　六

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通八三五）　六

○道路に関する件（関東地方整備局三四〇、三四一）　七

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（四国地方整備局七九）　七

○道路に関する件（九州地方整備局一三〇、一三一）　七

〔国会事項〕

国家試験　九

平成二十三年司法試験予備試験口述試験の試験場変更公告（司法試験委員会）　九

公聴会　九

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（九州経済産業局）　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁　一〇

財団、有権者申出方、金融商品取引業者の登録取消し処分関係

裁判所　一〇

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等　一〇

内閣共済組合定款の一部変更関係

地方公共団体　一〇

教育職員免許状失効関係

会社その他　一〇

〔人事異動〕

外務省　農林水産省　林野庁　水産庁　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一〇

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇

労　働　一〇

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

省　令

○厚生労働省令第百五号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項及び第二十条第一項の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（東北地方太平洋沖地震に伴う法第十二条第三項及び第二十条第一項の割合の算定に当たり算入すべき保険給付の額及び特別支給金規則の規定による特別支給金の範囲に関する特例）

第七条　当分の間、第十八条の規定の適用については、同条第一項中「及び」とあるのは「、障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭料及び」と読み替えるものとし、同条第二項の額の算定は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額とすることにより行うものとする。

一　障害補償年金　同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十七条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額（当該事由が平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）に伴うものである場合は、当該額に厚生労働大臣が定める率（以下「災害に係る調整率」という。）を乗じて得た額）

二　遺族補償年金　同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十九条の規定を適用することとした場合に行われることとなる遺族補償の額に相当する額（当該事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に災害に係る調整率を乗じて得た額）